政　令

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十一号

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年十二月十三日とする。

総務大臣　鈴木　淳司
財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十二号

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「第二項第二号、第三号、第五号及び第六号」を「第二項第三号、第四号、第六号及び第七号」に改め、同項第三号イ中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第二項第三号」に改める。

附　則

この政令は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月十三日）から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

最高裁規則

○最高裁判所規則第七号

人事訴訟規則及び家事事件手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十一月二十二日

最高裁判所

人事訴訟規則及び家事事件手続規則の一部を改正する規則

（人事訴訟規則の一部改正）

第一条　人事訴訟規則（平成十五年最高裁判所規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」の下に「―第三十五条」を加え、「第三十四条・第三十五条」を「第三十六条・第三十七条」に改める。

第三十三条中「第四十一条（嫡出否認の訴えの当事者等）第二項」の下に「（法第四十三条（認知の無効の訴えの当事者等）第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四十三条第三項」を加え、「第四十二条（に改め、「第四十一条第二項」の下に「、第四十三条第三項」を加え、「第四十二条第三項」を「第四十四条第三項」に改める。

第三十五条の見出し中「第四十四条」を「第四十六条」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十四条の見出し中「第四十四条」を「第四十六条」に改め、同条を第三十六条とする。

第三章中第三十三条の次に次の二条を加える。

（嫡出否認の訴えの訴状の添付書類）

第三十四条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百七十二条（嫡出の推定）第三項の規定により父が定められる子について嫡出否認の訴えを提起するときは、訴状には、同法第七百七十四条（嫡出の否認）第四項に規定する前夫の氏名及び住所又は居所を明らかにするために必要な戸籍の謄本その他の書類を添付しなければならない。

（通知する判決の内容等・法第四十二条）

第三十五条　法第四十二条（嫡出否認の判決の通知）の規定による通知をする判決の内容は、次に掲げるものとする。

一　主文

二　子が嫡出であることが否認された父の氏名

三　子の氏名及び生年月日

2　前項に規定する通知をする場合において、裁判所書記官は、同項の判決が確定した日を通知するものとする。

別表九の項下欄中「配偶者又は前配偶者」を「前婚の配偶者又はその後婚の配偶者」に改める。

（家事事件手続規則の一部改正）

第二条　家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第百三十五条」を「―第百三十六条」に、「第百三十六条・第百三十七条」を「第百三十七条・第百三十八条」に、「第百三十八条」を「第百三十九条」に、「第百三十九条・第百四十条」を「第百四十条・第百四十一条」に改める。

第百二十七条に次の一項を加える。

2　民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子の嫡出否認についての調停の申立てをするときは、家事調停の申立書には、同法第七百七十四条第四項に規定する前夫の氏名及び住所又は居所を明らかにするために必要な戸籍の謄本その他の書類を添付しなければならない。

第百三十四条中「及び第百三十六条」を「、次条及び第百三十七条」に改める。

第百四十条を第百四十一条とし、第百三十九条を第百四十条とし、第三編第三章中第百三十八条を第百三十九条とし、第三編第四章中第百三十七条を第百三十八条とし、第三編第二章中第百三十五条を第百三十六条とし、第百三十四条の次に次の一条を加える。